

---

## 第 4 部 鹿沼市障がい福祉計画

【第6期計画：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

### 鹿沼市障がい児福祉計画

【第2期計画：令和3（2021）年度～令和5（2023）年度】

---

## 第1章 計画の概略

---

### 1 計画策定の趣旨

---

「第6期鹿沼市障がい福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、「障害者総合支援法」の「全ての国民が障がいの有無に関わらず等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念を実現するため、障害者総合支援法第88条に基づき、国の定める基本指針に即し、地域において必要な「障害福祉サービス」及び「相談支援」並びに「地域生活支援事業」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和5（2023）年度における障害福祉サービスに関する数値目標の設定及び各年度のサービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

「第2期鹿沼市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第33条の22第1項に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援体制の確保をするための取組みを定めるものです。

### 2 計画の位置付け

---

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法第33条の22第1項に基づく市町村障害児福祉計画として位置づけられるものです。

本計画は、国及び栃木県の計画との整合性を図りながら、鹿沼市基本計画に即した「鹿沼市地域福祉計画」及び、「かぬま障がい者計画（障害者基本法に基づく市町村障害者計画）」との整合を考慮し、策定するものです。

### 3 計画の対象者

---

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法に規定された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者、知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。以下「精神障がい者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者をいいます。「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児をいいます。

### 4 計画期間

---

市町村障害福祉計画は3年ごとの計画策定が基本指針により定められています。このため、本計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間としています。

### 5 計画期間中の見直しについて

---

必要に応じて計画期間中においても本計画の見直しを行うものとします。

## 第2章 障害福祉サービス等の数値目標及び見込量

### 1 策定の趣旨及び位置付け

国が定める基本指針に即して、令和5(2023)年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年における障害福祉サービス等の見込み量を定めて、鹿沼市におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ろうとするものです。

### 2 障害福祉サービスに関する数値目標

国が定める基本指針に基づき、「施設入居者の地域生活への移行」、「福祉施設から一般就労への移行等」に関する令和5(2023)年度における数値目標を定めます。

#### (1) 施設入所者の地域生活への移行

##### 目標数

令和5(2023)年度末時点	地域移行者数：3人(累計)	施設入所者数：152人
----------------	---------------	-------------

##### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和5(2023)年度末時点で、令和元(2019)年度末の施設入所者の1.5%以上が地域生活へ移行するとともに、福祉施設入居者数を1.6%以上削減することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	栃木県の目標値を勘案して算定する。 県の目標値は、本県の特殊事業(県の福祉施設入所者は、全国平均に比べ重度者の割合が高い。また第4～5期の実績を勘案して急激な地域移行は見込めないため)を勘案して算出する。 地域移行者数：令和元(2019)年度末施設入所者154人の1.5% 施設入所者数：令和元(2019)年度末の154人から1.6%削減

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

##### 目標数

令和5(2023)年度末時点	協議の場を整備する(1～2回/年、参加者：50人) 精神障がい者の地域移行支援利用者数：3人 精神障がい者の地域定着支援の利用者数：3人 精神障がい者の共同生活援助の利用者数：35人 精神障がい者の自立生活援助の利用者数：3人
----------------	---

##### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における一年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定する。
目標値設定に当たっての考え方	栃木県の目標値どおりとする。 保健・医療・福祉関係者による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場を設置し、検討を進める。

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

#### 目標数

令和5(2023)年度末時点の整備数	年1回以上運用状況を検証、検討
--------------------	-----------------

#### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和5(2023)年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 地域自立支援協議会等で、年1回以上運用状況を検証、検討する。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行

#### ① 一般就労への移行者数

##### 目標数

令和3(2021)～5(2023)年度の累積移行者数	83人
----------------------------	-----

##### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和5(2023)年度中に一般就労への移行者数を令和元(2019)年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 令和元(2019)年度の22人の1.27倍

#### ② 就労移行支援事業の一般就労への移行者数

##### 目標数

令和3(2021)～5(2023)年度の累積移行者数	16人
----------------------------	-----

##### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和5(2023)年度末における就労移行支援事業からの一般就労への移行実績を令和元(2019)年度の実績から1.30倍以上とすることを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 令和元(2019)年度の4人の1.30倍

#### ③ 就労継続支援(A型・B型)事業の一般就労への移行者数

##### 目標数

令和3(2021)～5(2023)年度の累積移行者数	就労継続支援A型：48人 就労継続支援B型：19人
----------------------------	------------------------------

##### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和5(2023)年度末における一般就労への移行実績を令和元(2019)年度実績から就労継続支援A型で1.26倍以上、就労継続支援B型で1.23倍以上とすることを目指す。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 令和元(2019)年度の13人の1.26倍(就労継続支援A型) 令和元(2019)年度の5人の1.23倍(就労継続支援B型)

#### ④ 就労定着支援事業の利用者数

##### 目標数

令和5(2023)年度末の利用者	一般就労移行者のうち70%以上
------------------	-----------------

##### 考え方

国指針(目標値設定に当たっての指針)	令和5(2023)年度末における就労移行支援事業等通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 70%以上

### ⑤ 就労定着支援 1 年後の就労定着率

#### 目標数

就労定着支援 1 年後の就労定着率	70%以上
-------------------	-------

#### 考え方

国指針（目標値設定に当たっての指針）	就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所を全体の 7 割以上とすることを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	栃木県の目標値どおりとする。 70%以上

## 3 障害児通所支援等に関する数値目標

国が定める基本指針に基づき、「児童発達支援センターの設置」、「保育所等訪問支援を利用できる体制」、「児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備」、「医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」に関する令和 5（2023）年度における目標値を定めます。

### （1）児童発達支援センターの整備

#### 目標数

令和 5（2023）年度末時点の整備数	1 か所
---------------------	------

#### 考え方

国指針（目標値設定に当たっての指針）	令和 5（2023）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村もしくは圏域で 1 か所以上設置することを基本とする。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。市内もしくは圏域に 1 か所の整備を目指す。整備の形態については、施設整備のほかに、児童発達支援センターの支援機能を有する体制の確保も含め検討していく。

### （2）保育所等訪問支援を利用できる体制

#### 目標数

令和 5（2023）年度末時点の整備等	3 か所
---------------------	------

#### 考え方

国指針（目標値設定に当たっての指針）	令和 5（2023）年度末までに全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。
目標値設定に当たっての考え方	市内に 3 か所目の整備を目指す。

### （3）児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の整備

#### 目標数

令和 5（2023）年度末時点の整備数	1 か所
---------------------	------

#### 考え方

国指針（目標値設定に当たっての指針）	令和 5（2023）年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を少なくとも 1 か所確保する。ただし、市町村単独での設置が困難な場合は、圏域での確保であっても差し支えない。
目標値設定に当たっての考え方	国の指針どおりとする。 市内に 1 か所の整備を目指す。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置及び医療的ケア児等に関する  
コーディネーターの配置

目標数

令和5(2023)年度末までに協議 の場等を充実	協議の場を設置 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置：2人
-----------------------------	--------------------------------------

考え方

国指針(目標値設定 に当たっての指針)	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための医療的ケア児支援の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
目標値設定に当た る考え方	協議の場の充実を図る 医療的ケア児等に関するコーディネーターの2人目を配置。

4 相談支援体制の充実・強化及び障害福祉サービスの質の向上

(1) 相談支援体制の充実・強化等

目標数

令和5(2023)年度末までに相談支援体制の機能を拡充	基幹相談支援センターを整備
-----------------------------	---------------

考え方

国指針(目標値設定 に当たっての指針)	令和5(2023)年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。
目標値設定に当た る考え方	国の指針どおりとする。 基幹相談支援センターを整備し、機能の充実を図る。

(2) 障害福祉サービスの質の向上

目標数

令和5(2023)年度末までに実施	障害福祉サービス等に係る研修等の参加者数：30人 障害福祉サービスの質の検証
-------------------	---

考え方

国指針(目標値設定 に当たっての指針)	令和5(2023)年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組を実施する体制を構築することを基本とする。
目標値設定に当た る考え方	国の指針どおりとする。 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を実施し、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのかを検証する。

5 障害福祉サービスに関する各サービスの見込量

(1) 訪問系サービス

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量 ・実績	利用時間(時間/月)			利用人数(人/月)		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
居宅介護	見込量(A)	2,253	2,323	2,525	124	131	138
	実績(B)	1,910	1,965		110	118	
	B/A	85%	85%		89%	90%	

サービスの種類	見込量・実績	利用時間（時間/月）			利用人数（人/月）		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
重度訪問介護	見込量(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0	0		0	0	
同行援護	見込量(A)	327	333	333	16	17	17
	実績(B)	324	334		15	16	
	B/A	99%	100%		94%	94%	
行動援護	見込量(A)	32	32	32	2	2	2
	実績(B)	27	77		2	3	
	B/A	84%	241%		100%	150%	
重度障害者等包括支援	見込量(A)	0	0	0	0	0	0
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0	0		0	0	

※ 時間/月：1ヶ月当たりの利用時間数、人/月：1ヶ月当たりの実利用人数

#### イ 現状と見込みの考え方

訪問系サービスの利用実績は、行動援護を除いて前計画期間中（2015～2017）と同程度の推移となり、微増です。第5期計画の実績を基に令和3（2021）年度以降の見込量を設定します。

#### ウ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	平成30（2018）年度からの実績とアンケート結果を基に伸び率を算出しています。						
実施に対する考え方・方策等	障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう障害福祉サービスを継続して実施するとともに、更なる充実に努めます。						
サービスの種類	サービスの概要	利用時間（時間/月）			利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助を行うサービスです。	1,950	2,000	2,000	115	120	120
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護が必要な方に自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助を行うサービスです。	0	0	0	0	0	0
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な方に、外出に必要な情報の提供や移動の援護などを行うサービスです。	350	350	350	16	16	16
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や、外出時の移動の補助などを行うサービスです。	130	140	150	5	5	5
重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方で、介護の必要の程度が著しく高い方に、居宅介護などのサービスを包括的に提供するサービスです。	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	延利用人数(人日/月)			利用人数(人/月)		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
療養介護	見込量(A)				13	13	13
	実績(B)				13	13	
	B/A				100%	100%	
生活介護	見込量(A)	6,638	6,748	6,858	369	376	383
	実績(B)	6,321	6,334		336	334	
	B/A	95%	94%		91%	89%	
自立訓練 (機能訓練)	見込量(A)	40	40	40	2	2	2
	実績(B)	9	6		1	1	
	B/A	23%	15%		50%	50%	
自立訓練 (生活訓練・ 宿泊型自立訓練)	見込量(A)	50	50	50	5	5	5
	実績(B)	17	9		1	1	
	B/A	34%	18%		20%	20%	
就労移行支援 (養成施設を含む)	見込量(A)	400	400	400	20	20	20
	実績(B)	224	199		12	12	
	B/A	56%	50%		60%	60%	
就労継続支援 (A型)	見込量(A)	1,908	2,003	2,103	104	114	125
	実績(B)	2,501	2,704		126	138	
	B/A	131%	135%		121%	121%	
就労継続支援 (B型)	見込量(A)	2,537	2,592	2,628	139	142	144
	実績(B)	2,993	3,142		183	191	
	B/A	118%	121%		132%	135%	
就労定着支援	見込量(A)		34	51		2	3
	実績(B)	5	6		2	4	
	B/A		18%			200%	
福祉型短期入所	見込量(A)	395	421	450	45	46	47
	実績(B)	460	491		48	48	
	B/A	116%	117%		107%	104%	
医療型短期入所	見込量(A)	5	5	5	1	1	1
	実績(B)	31	14		3	2	
	B/A	620%	280%		300%	200%	

イ 現状と見込みの考え方

日中活動系サービスの利用実績は、就労継続支援(A型)、就労継続支援(B型)について事業所数の増加により利用実績が増加しています。第5期計画の実績、利用者ニーズを基に令和3(2021)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	平成30(2018)年度からの実績とアンケート結果、平均利用日数を基に伸び率を算出しています。						
実施に対する考え方・方策等	障がいのある方の状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、日中活動の場の整備に努めます。						
サービスの種類	サービスの概要	延利用人数(人日/月)			利用人数(人/月)		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
療養介護	医療が必要な方で、常に介助を必要とする方に、主に昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供するサービスです。				13	13	13
生活介護	常に介助が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供するサービスです。	6,500	6,550	6,600	335	340	345
自立訓練 (機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行うサービスです。	30	30	30	2	2	2
自立訓練 (生活訓練)		20	30	40	2	3	4
宿泊型 自立訓練	知的障がいまたは精神障がいのある者に対して居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援です。	30	30	30	1	1	1
就労移行支援	通常の事業所で働きたい方に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うサービスです。	250	300	350	14	15	16
就労移行支援 (養成施設)	「あん摩マッサージ指圧師等に関する法律」に基づき、視覚障がい者を対象に養成を行います。	0	0	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動、その他の活動機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行うサービスです。	2,700	2,800	2,900	140	150	160
就労継続支援 (B型)		3,400	3,500	3,600	200	210	220
就労定着支援	一般就労した障がい者が、職場に定着できるよう支援する事業です。				5	5	5
福祉型短期入所	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者が施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	450	455	460	45	46	47
福祉型短期入所 (強化)	福祉型短期入所で、医療的なケアが必要な場合に利用するサービスです。	70	75	80	4	5	6
医療型 短期入所	在宅の障がい者(児)を介護する方が病気の場合などに、障がい者が病院、診療所に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。	20	20	20	3	3	3

(3) 居住系サービス

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数（人/月）		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
自立生活援助	見込量(A)	1	1	1
	実績(B)	0	0	
	B/A	0%	0%	
共同生活援助	見込量(A)	76	76	76
	実績(B)	80	82	
	B/A	105%	108%	
施設入所支援	見込量(A)	160	159	158
	実績(B)	157	154	
	B/A	98%	97%	

イ 現状と見込みの考え方

施設入所支援については、国の指針より地域移行者数を基に令和3(2021)年度以降の見込量を減少に設定します。

ウ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	共同生活援助については、精神科病院入院患者の地域移行可能者数、及び施設入所者の利用も見込んでいます。施設入所支援については、国指針に基づき、令和5(2023)年度末の施設入所者数が令和元(2019)年度末時点から1.6%削減するよう見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	障がいがある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホームの確保に努めます。			
サービスの種類	サービスの概要	利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
自立生活援助	一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、地域生活を支援するため、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うサービスです。	1	1	1
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。	85	87	89
施設入所支援	主として夜間、施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行うサービスです。	157	154	152

(4) 相談支援

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数（人/月、人/年）			備考
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
計画相談支援	見込量(A)	65	67	69	※人/月
	実績(B)	140	160		
	B/A	215%	239%		
地域移行支援	見込量(A)	1	2	3	※人/年
	実績(B)	1	0		
	B/A	100%	0%		
地域定着支援	見込量(A)	1	2	3	※人/年
	実績(B)	0	0		
	B/A	0%	0%		

イ 現状と見込みの考え方

計画相談支援については、障害福祉サービスの支給決定者数の増加に伴い、利用実績も年々増加しており、相談支援専門員が不足しています。相談支援専門員の増加を図れるよう、相談支援事業所の設置等に向けた働きかけを行います。第5期計画の実績を基に令和3(2021)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	計画相談支援については、国の考え方を踏まえ、障害福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。 地域移行支援及び地域定着支援については、国の指針を基に支援実績や障害福祉サービスの伸び率等を踏まえ見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	サービス等利用計画の作成を一層促進するため、指定特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。また、地域相談支援体制の整備、充実を図ります。			
サービスの種類	サービスの概要	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
計画相談支援	サービス利用の調整を必要とする人に対し、サービス等利用計画を作成するものです。	利用人数（人/月）		
		160	165	170
地域移行支援	施設や病院から退所・退院する障がい者に対し、住居の確保やその他、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。	利用人数（人/年）		
		1	1	1
地域定着支援	単身生活に移行した人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談などの支援を行うものです。	1	1	1

## 6 地域生活支援事業に関する各事業の見込量

### (1) 必須事業

#### ①理解促進研修・啓発事業

##### ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績					備考
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)		
研修啓発事業	見込量(A)	2	2	2		
	実績(B)	1	1			
	B/A	50%	50%			

##### イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	継続的に実施していきます。					
実施に対する考え方・方策等	地域での相談の窓口となる民生委員等を中心に啓発事業を行います。					
サービスの種類	サービスの概要			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
研修啓発事業	障がい者が地域で生活する時に生じる障壁をなくすために、障がい者の理解を深めるための研修等を行うものです。			1	1	1

#### ②自発的活動支援事業

##### ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績					備考
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)		
自発的活動支援事業	見込量(A)	3	3	3		
	実績(B)	4	3			
	B/A	133%	100%			
	見込量(A)	200	300	200		
	実績(B)	268	193			
	B/A	134%	64%			
奉仕員養成事業	見込量(A)	5	5	5		要約筆記者受講者数
	実績(B)	4	4			
	B/A	80%	80%			

##### イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	継続的に実施していきます。						
実施に対する考え方・方策等	障がい者団体等の意見を聞きながら事業を実施していきます。						
サービスの種類	サービスの概要			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
自発的活動支援事業	障がい者等による自発的な取り組みを支援します。			3	3	3	
				98	98	98	
奉仕員養成事業	要約筆記者の養成を促します。			10	10	10	受講者数

③相談支援事業

ア 第5期計画の実績（年間）

サービスの種類	見込量・実績					備考
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
障がい者相談支援事業	見込量(A)	ヶ所	3	3	3	実施事業所 (市を含む)
	実績(B)		3	3		
	B/A	%	100%	100%		
基幹相談支援センター	見込量(A)	有無	無	無	有	
	実績(B)		無	無		
相談支援機能強化事業	見込量(A)	有無	有	有	有	
	実績(B)		有	有		
住宅入居支援事業	見込量(A)	有無	無	無	無	
	実績(B)		無	無		
成年後見制度利用支援事業	見込量(A)	件	3	3	3	市長申立人数 後見人報酬助成人数
	実績(B)		5	2		
	B/A	%	167%	67%		
成年後見制度法人後見支援事業	見込量(A)	有無	無	無	無	
	実績(B)		無	無		

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	相談支援は継続して実施して行きます。地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターを整備し、その機能の有効活用することを目指します。					
実施に対する考え方・方策等	身体・知的・精神の障がい、総合的に対応できる相談支援体制づくりや相談員の資質の向上を図るとともに、体制の充実に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		見込量			備考
			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	
障がい者相談支援事業	障がい児・者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、福祉サービスの利用援助等を支援するとともに、虐待防止等の権利擁護のために必要な援助を行います。	ヶ所	3	3	3	実施事業所 (市を含む)
基幹相談支援センター		有無	無	有	有	
総合的・専門的な相談支援		有無	無	無	有	基幹相談支援センター
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言		件	0	6	12	基幹相談支援センターの指導・助言件数
地域の相談支援事業者の人材育成		件	0	0	1	基幹相談支援センターの支援件数
地域の相談機関との連携強化の取組み		件	0	0	1	基幹相談支援センターの取組実施回数
相談支援機能強化事業		有無	有	有	有	
住宅入居支援事業		有無	無	無	無	
成年後見制度利用支援事業		件	4	4	4	市長申立人数 報酬助成人数
成年後見制度法人後見支援事業		有無	無	無	無	

④意思疎通支援事業

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績				備考	
			H30 (2018)	R1 (2019)		R2 (2020)
手話通訳・要約筆記派遣	見込量(A)	人	27	28	29	利用者数
	実績(B)		32	36		
	B/A		%	119%	129%	
手話通訳者設置事業	見込量(A)	人	1	1	1	市窓口への手話通訳者の設置
	実績(B)		1	1		
	B/A		%	100%	100%	

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	手話通訳者派遣、要約筆記者派遣を継続していきます。また、派遣体制強化のために、引き続き養成講座も実施していきます。						
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考	
手話派遣	聴覚障がい者が公的機関等に赴く時に円滑な意思の疎通が		人	28	29	30	利用者数
要約筆記派遣	困難な場合に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。		人	7	8	9	
手話通訳者設置事業	聴覚障がい者が市役所を利用するときに円滑な意思疎通が行えるよう、窓口到手話通訳を設置します。		人	1	1	1	手話通訳者設置（市窓口）

⑤日常生活用具給付実績

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績				備考	
			H30	R1		R2
介護・訓練支援用具	見込量(A)	件	10	10	10	
	実績(B)		9	10		
	B/A		%	90%	100%	
自立生活支援用具	見込量(A)	件	15	15	15	
	実績(B)		23	16		
	B/A		%	153%	107%	
在宅療養等支援用具	見込量(A)	件	25	28	30	
	実績(B)		2	2		
	B/A		%	8%	7%	
情報・意思疎通支援用具	見込量(A)	件	150	150	150	※情報・意思疎通支援用具には、鹿沼市で単独助成している補聴器電池等も含まれます。
	実績(B)		114	132		
	B/A		%	76%	88%	
排泄管理支援用具	見込量(A)	件	1900	1,920	1,940	
	実績(B)		2,330	2,374		
	B/A		%	123%	124%	

サービスの種類	見込量・実績				備考
			H30	R1	
住宅改修	見込量(A)	件	2	2	2
	実績(B)		3	2	
	B/A	%	150%	100%	

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	日常生活用具の提供事業者については、必要に応じて拡充していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
介護・訓練支援用具	心身障がい児(者)の日常生活の便宜を図るため、用具の給付を行います。	件	10	10	10	
自立生活支援用具		件	14	14	14	
在宅療養等支援用具		件	2	2	2	
情報・意思疎通支援用具		件	132	132	132	※鹿沼市で単独助成している補聴器電池も含まれます。
排泄管理支援用具		件	2,380	2,380	2,380	
住宅改修		件	2	2	2	

⑥手話奉仕員養成研修事業

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績				備考
			H30 (2018)	R1 (2019)	
講座開催数	見込量(A)	回	1	1	1
	実績(B)		1	1	
	B/A		%	100%	100%
登録者数	見込量(A)	人	2	2	2
	実績(B)		0	0	
	B/A		%	0%	0%

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	手話通訳者派遣事業の体制強化のために、引き続き手話奉仕員養成講座を実施していきます。					
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
講座開催数	手話奉仕員を要請するための講座を開催します。	回	1	1	1	
登録者数		人	1	1	1	新規登録者数

⑦ 移動支援事業

ア 第5期計画の実績

項目	見込量・実績				備考
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
利用人数	見込量(A)	50	50	50	
	実績(B)	48	44		
	B/A	96%	88%		
利用時間	見込量(A)	2,800	2,800	2,800	
	実績(B)	3,497	3,373		
	B/A	125%	120%		

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	障がい児・者の外出支援として、適正な事業実施を行います。						
サービスの種類	サービスの概要			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
利用人数	一人で外出が困難な障がい児・者の外出時の移動の介護を行うものです。	人	45	45	45	実利用人数	
利用時間		時間	3,000	3,000	3,000	年間	

⑧ 地域活動支援センター

ア 第5期計画の実績

項目	見込量・実績	事業所数(ヶ所)			利用実人数(人)		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
市内センター	見込量(A)	4	4	4	65	65	65
	実績(B)	4	4		61	58	
	B/A	100%	100%		94%	89%	
市外センター	見込量(A)	1	1	1	2	2	2
	実績(B)	1	1		0	0	
	B/A	100%	100%		0%	0%	

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	国等の動向を踏まえ、支援を実施していきます。						
サービスの種類	サービスの概要			R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
市内センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業を行います。		ヶ所	4	4	4	
			人	42	39	37	実利用者数
市外センター			ヶ所	1	1	1	
			人	1	1	1	実利用者数

(2) 任意事業

① 訪問入浴事業

ア 第5期計画の実績

項目	見込量・実績				備考	
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)		
訪問入浴	見込量(A)	人	7	7	7	実利用者数
	実績(B)	人	10	8		
	B/A	%	143%	114%		

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	他の支援方法も含め、適正な事業実施を行います。						
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考	
訪問入浴	家庭での入浴が困難な障がい者宅を訪問し、入浴の機会を提供するものです。		人	6	6	6	実利用者数

② 生活支援事業

ア 第5計画の実績

項目	見込量・実績				備考	
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)		
実施回数	見込量(A)	回	5	5	5	生活訓練
	実績(B)		5	4		
	B/A	%	100%	80%		
参加人数	見込量(A)	人	140	140	140	
	実績(B)		130	74		
	B/A	%	93%	53%		

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	社会参加促進の機会の提供も含めて、継続して実施していきます。						
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考	
生活訓練	障がい者等に対して、日常生活上必要な訓練・指導等を行うものです。		回	5	5	5	
			人	100	100	100	

③日中一時支援事業

ア 第5期計画の実績

項目	見込量・実績					備考
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
事業所数	見込量(A)	ヶ所	4	5	5	市内事業所数
	実績(B)		5	5		
	B/A		%	125%	100%	
利用者数	見込量(A)	人	110	130	130	
	実績(B)		114	121		
	B/A		%	104%	93%	
延利用人数	見込量(A)	人日	12,000	13,500	13,500	
	実績(B)		12,711	12,569		
	B/A		%	106%	93%	

イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し、見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	利用者の増加に対するサービス提供体制の確保に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
事業所数	介護者の疾病等のため一時的に介護ができない場合に、施設等で日帰りの預かりを行うものです。	ヶ所	4	4	4	市内事業所数
利用者数		人	110	110	110	
延利用人数		人日	11,000	11,000	11,000	

④社会参加促進事業

ア 第5期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績					備考
			H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	
スポーツ大会開催	見込量(A)	回	1	1	1	ふれあいスポーツ大会 ※R1(2019): 台風19号災害復旧に伴い中止
	実績(B)		1	0		
	B/A		%	100%	0%	
スポーツ・レクリエーション教室開催	見込量(A)	回	1	1	1	障がい者水泳教室
	実績(B)		1	1		
	B/A		%	100%	100%	
点訳・声の広報等発行事業	見込量(A)	人	10	10	10	実利用者数
	実績(B)		4	4		
	B/A		%	40%	40%	
自動車運転免許取得・改造助成事業	見込量(A)	件	2	2	2	
	実績(B)		5	2		
	B/A		%	250%	100%	

## イ 第6期計画の見込量

見込量に関する考え方	見込量は近年の実績等を考慮し見込んでいます。					
実施に対する考え方・方策等	利用者のニーズに対応したサービス提供体制の確保に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
スポーツ大会	障がい者の体力増強、交流を深めるため、スポーツ教室や障がい者スポーツ大会を開催します。	回	1	1	1	ふれあいスポーツ大会
スポーツ・レクリエーション教室		回	1	1	1	障がい者水泳教室
点訳・声の広報等発行	視覚障がい者に点訳等の方法により市広報などを定期的に提供します。	人	10	10	10	実利用者数
自動車運転免許取得改造助成事業	運転免許取得に要する費用や、自動車を改造する際に要する経費の一部を助成します。	件	2	2	2	

### ⑤ 地域移行のための安心生活支援事業

#### 第6期計画の見込量

実施に対する考え方・方策等	必要としている地域生活支援のニーズを検討し、より適正な事業実施に努めます。					
サービスの種類	サービスの概要		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	備考
緊急時の受入・対応	介護者が急に不在となり、障がいのある方が居宅で生活できない場合に利用できる短期入所サービスです。	件	2	3	4	受入可能施設数
体験の場の設置	グループホーム等の体験利用が出来るサービスです。	件	-	1	2	

## 7 児童福祉法に基づく各サービスの見込量

### (1) 障害児通所支援

#### ア 第1期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用延人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
児童発達支援	見込量(A)	587	633	686	122	132	143
	実績(B)	531	620		123	128	
	B/A	90%	98%		101%	97%	
医療型児童発達支援	見込量(A)	24	32	32	3	4	4
	実績(B)	7	9		1	1	
	B/A	29%	28%		33%	25%	
放課後等デイサービス	見込量(A)	1,440	1,500	1,560	120	125	130
	実績(B)	2,311	2,612		160	188	
	B/A	160%	174%		133%	150%	

サービスの種類	見込量・実績	利用延人数（人日/月）			利用人数（人/月）		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
保育所等訪問支援	見込量(A)	4	8	8	1	2	2
	実績(B)	1	3		1	2	
	B/A	25%	38%		100%	100%	
居宅訪問型児童発達支援	見込量(A)	0	0	2	0	0	1
	実績(B)	0	0		0	0	
	B/A	0%	0%		0%	0%	

#### イ 現状と見込みの考え方

障害児通所支援の利用実績は事業所数の増加に伴い、年々増加しています。

実績を基に令和3(2021)年度以降の見込量を設定します。

#### ウ 第2期計画の見込量

見込量に関する考え方	近年の実績等を考慮し見込んでいます。						
実施に対する考え方・方策等	障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。						
サービスの種類	サービスの概要	利用時間（時間/月）			利用人数（人/月）		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービスです。	620	625	630	130	135	140
医療型児童発達支援	児童発達支援と治療を行うサービスです。	20	20	20	2	2	2
放課後等デイサービス	授業終了後や学校休校日に、施設に通い、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービスです。	2,800	2,900	3,000	200	210	210
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行うサービスです。	8	8	8	3	3	3
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。	2	2	2	1	1	1

### (2) 障害児相談支援

#### ア 第1期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数（人/月）		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
障害児相談支援	見込量(A)	34	35	37
	実績(B)	51	60	
	B/A	150%	171%	

イ 現状と見込みの考え方

障害児相談支援の提供体制で、障がい児の相談支援専門員が不足しています。障害児相談支援事業者に対して、相談支援従事者初任者研修の受講を促します。実績を基に令和3(2021)年度以降の見込量を設定します。

ウ 第2期計画の見込量

見込量に関する考え方	国の考え方を踏まえ、障害児通所支援の利用者すべてを対象として見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	障害児相談支援事業者と連携して事業を実施していきます。			
サービスの種類	サービスの概要	利用人数(人/月)		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
障害児相談支援	障害児通所支援利用の調整を必要とする人に対し、障害児支援利用計画を作成するものです。	70	72	74

(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

ア 第1期計画の実績

サービスの種類	見込量・実績	利用人数(人/月)		
		H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	見込量(A)	0	0	1
	実績(B)	0	0	
	B/A	0	0	

イ 第2期計画の見込量

見込量に関する考え方	国の考え方を踏まえ、医療的ケア児を対象として見込んでいます。			
実施に対する考え方・方策等	地域における医療的ケア児のニーズ等を勘案して、必要となる配置人数の見込みを設定しました。			
サービスの種類	サービスの概要	配置人数(人年)		
		R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	1	1	2

## 第3章 計画の推進体制

---

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（P D C Aサイクル）とされています。

### 1 計画におけるP D C Aサイクル

---

基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」としています。

P D C Aサイクルに沿って事業を実施し、各事業の進捗状況及び数値目標の達成状況などについて少なくとも年1回、鹿沼市地域自立支援協議会に報告し、評価を受けます。

### 2 評価結果の反映

---

鹿沼市地域自立支援協議会から、計画の進捗状況や計画を推進していくための方策について意見・提案を受け、計画の見直し等を反映します。

### 3 障害福祉サービス等の提供体制

---

円滑なサービス利用を促進するために鹿沼市地域自立支援協議会を中心に、福祉関係団体や相談支援との連携強化を図ります。

障がい者や障がい者団体には、障害福祉サービス等の情報提供と相談支援により制度の周知とサービスの利用向上を図ります。また、相談支援を充実するために「基幹相談支援センター」を整備し、機能の拡充について検討していきます。

事業者には、見込量確保のために必要な情報を提供するとともに、その障害福祉サービスの提供体制について連携して整備を進めていきます。

サービス等利用計画案の作成やサービス等利用計画の変更等行う計画相談支援の円滑な提供のため、特定相談支援事業所を指定し連携して事業を推進します。なお、市は、その計画を勘案し支給を決定します。

訪問系・日中活動系サービス、地域生活支援事業は、利用者の増加が予想されるため、ニーズに沿ったサービスが提供できるよう県と県西圏域の市、関係機関と連携しサービス提供事業者の誘致を進めます。